



新しい法令および重要な税務お よび税関に関する最新情報

2021年4月



Contents

- 1 2021年度付加価値税、法人所得税、個人所得税および土地リース料の納付期限延長に関する政令
Decree 52/2021/ND-CP
- 2 COVID-19対策活動への寄付金や支援金の損金算入に関する政令Decree 44/2021/ND-CP
- 3 輸出入関税法の施行細則を改正する政令Decree 18/2021/ND-CP
- 4 電子的税務手続きに関するガイダンスとなるCircular 19/2021/TT-BTC
- 5 ハイテク企業の認定基準に関する決定Decision 10/2021/QD-TTg
- 6 税関分野における行政違反処分の業務マニュアルを公布する決定Decision 376/QD-TCHQ
- 7 租税管理法78/2006/QH11が効力を失った後も引き続いて効力を持つガイダンスのリストに関するOfficial Letter 1938/BTC-TCT
- 8 会社所在地とは異なる省での事業地および事業活動に関わる付加価値税の申告に関するガイダンス
- 9 EU・ベトナム自由貿易協定(EVFTA)による特別優遇輸入関税率の適用を受ける条件に関するOfficial Letter 269/HQHCM-GSQL
- 10 輸出加工企業(EPE)が非EPEへ貸与した製造に使用する金型に対する税務措置および税関手続きに関するOfficial Letter 475/TCHQ-TXNK

1. 2021年度付加価値税、法人所得税、個人所得税および土地リース料の納付期限延長に関する政令Decree 52/2021/ND-CP

付加価値税、法人所得税、個人所得税および土地リース料の納付期限延長を定める2021年4月19日付け政令Decree 52/2021/ND-CPが公布されました。Decree 52の主要な内容は以下の通りです。

適用対象：

2020年の納付延長を定めたDecree 41/2020/ND-CPと比較すると適用対象が拡大されています。例えば、飲料水の製造、既成金属を使用した製品の製造（機械、設備を除く）、二輪車の製造、機械および設備の修理・保守および据付、コンピュータのプログラミング、コンピュータに関連するコンサルティングサービスおよびその他活動、情報サービスなども対象となりました。

延長期間：

付加価値税

- 月次申告の場合は2021年3月分から8月分まで、四半期申告の場合は2021年第1四半期分および第2四半期分の付加価値税の納付期限が延長されます。
- 2021年3月分から6月分まで、そして、2021年第1四半期分および第2四半期分の付加価値税額に対する延長期間は5カ月です。
- 2021年7月分の付加価値税額に対する延長期間は4カ月です。
- 2021年8月分の付加価値税額に対する延長期間は3カ月です。

法人所得税

2021年度法人所得税額の第1四半期および第2四半期仮納付額に対する延長期間は3カ月です。

個人事業主、事業を行う個人の付加価値税および個人所得税

個人事業主、事業を行う個人の2021年度付加価値税および個人所得税は、納付期限が2021年12月31日まで延長されます。

土地リース料

管轄当局の決定または契約に基づいて、毎年土地リース料を納付する形式で国家から直接リースを受けている企業、組織、個人事業、個人の2021年初頭に納付する土地リース料は、納付期限が2021年5月31日から6カ月後になります。

1. 2021年度付加価値税、法人所得税、個人所得税および土地リース料の納付期限延長に関する政令Decree 52/2021/ND-CP

期限延長の手続き：

- 本政令に添付されている様式に従い納付期限延長申請書を管轄税務当局へ提出します。対象期間となる申告期間全てに対して1回提出すれば良く、申告書類の提出と同時に、または、遅くとも2021年7月30日までに送付します。
- 本政令の規定による税金および土地リース料納付の期限延長を受けるためには、政令Decree 41/2020/ND-CPの規定により納付期限の延長を受けた税金および土地リース料、および、それらの納付遅延から生じた延滞金利（ある場合）を2021年7月30日前に全額納付している必要があります。



2. COVID-19対策活動への寄付金や支援金の損金算入に関する政令Decree 44/2021/ND-CP

COVID-19対策活動への寄付金や支援金の損金算入に関するガイダンスとして2021年3月31日付け政令Decree 44/2021/ND-CPが公布されました。概要は以下の通りです。

- 祖国戦線や軍隊など国家の各機関・組織および各省庁を通じたCOVID-19対策活動への寄付金や支援金は、金銭または現物を問わず、2020年度および2021年度の法人所得税を計算する際に損金算入が認められます。
- 当政令では、寄付金や支援金を確認する書類に関しても具体的にガイダンスされています。
- 当政令は、2021年3月31日から施行されています。



3. 輸出入関税法の施行細則を改正する政令Decree 18/2021/ND-CP

Decree 134/2016/ND-CPの一部条項を改正する2021年3月11日付け政令Decree 18/2021/ND-CPが公布されました。2021年4月25日から施行されます。Decree 18では、Decree 134の内容を21カ所改正・補足しており、そのうち17カ所が改正で4カ所が補足になっています。Decree 18での具体的な変更点は、以下の通りです。

- 見なし輸出入貨物に対する税務処理に関する規定の改正・補足。
- 輸出製品の加工・製造のための輸入貨物に対する輸入関税免税の条件に関するDecree 134の第10条および第12条での規定が改正されて、製造過程の一部を外注した場合でも輸入関税の免税を受ける規定が追加されました。また、輸出製品の加工・製造の過程で発生したスクラップ・不良品が、破棄の許可を得て実際に破棄した場合、または、国内市場で売却した場合にも輸入関税の免税を受ける規定が追加されています。
- 免税輸入貨物の使用状況に関する5年間の通知・検査についての規定が第31条aとして追加されました。
- 非関税区内のEPE（輸出加工企業）に対する税関検査・監督の条件および税務政策の適用に関する第28条aとして追加されました。

4. 電子的税務手続きに関するガイダンスとなる Circular 19/2021/TT-BTC

電子的税務手続きに関するガイダンスCircular 110/2015/TT-BTおよびCircular 66/2019/TT-BTCに代わる2021年3月18日付けCircular 19/2021/TT-BTCが財政省から公布されました。従来のガイダンスにあった不十分な点を解決し、かつ、デジタル時代に対応すべく電子的手続きを推進することを目的として、このガイダンスが公布されました。このガイダンスは2021年5月3日から施行されます。

注意すべき主要内容は以下の通りです。

- 休日、祝祭日を含む、1日24時間、週7日、電子的税務手続きの実施が可能です。当日深夜0時から翌日の深夜0時前までの24時間の間に、エラーなく書類の署名と提出ができれば、当日の書類提出として認められます(第8条第1a項)。
- 電子的税務手続きを実施する前に、納税者は電子的税務手続きの登録を行う必要があります。本Circularの施行日である2021年5月3日前に既に電子的税務手続きを実施している場合、税務当局へ改めて登録をする必要はなく、その他の電子的行政手続き、および、Circular 19/2021/TT-BTC第11条の規定による情報の変更・追加を継続して実施することができます(第48条第2項)。
- その他、このCircular 19では、以下のような事項に対する電子的手続きに関する規定は行っていない。
 - インボイス・証票に関する2020年10月19日付け政令Decree 123/2020/ND-CPの規定に基づくインボイスに関する手続き。
 - ベトナムに恒久的施設を持たずに、ベトナムの組織・個人との電子商取引事業、デジタル・インフラを基礎とした事業、その他サービスの活動を行う外国サプライヤーの税金に関する電子的手続き。
 - 税関当局にある輸出入段階の貨物に関わる税金に関する電子的手続き。



5. ハイテク企業の認定基準に関する決定Decision 10/2021/QD-TTg

ハイテク企業の認定基準に関する2021年3月16日付け首相決定 Decision 10/2021/QD-TTgが公布されました。投資法67/2014/QH13の第75条および投資法61/2020/QH14の第76条第3項が規定しているハイテク企業の認定基準に加えて、以下のような基準を追加しています。

- ハイテク製品の売上高が、年間純売上高のうち少なくとも70%に達している。
- 純売上高から原材料・部品の仕入額を控除した金額に対する研究開発費の比率が、別途定める比率以上である。
- 全労働者数に対する短大以上の専門性を持つ研究開発への直接従事労働者数の比率が、別途定める比率以上である。

本決定は2021年4月30日から施行され、ハイテク企業の認定基準に関する決定Decision 19/2015/QD-TTgは廃止されます。



6. 税関分野における行政違反処分の業務マニュアルを公布する決定Decision 376/QD-TCHQ

税関分野における行政違反処分の業務マニュアルを公布する2021年3月3日付け決定Decision 376/QD-TCHQが財政省税関総局から公布されました。この業務マニュアルは、7つのセクションから構成されており、署名日から施行されます。



7. 租税管理法78/2006/QH11が効力を失った後も引き続き効力を持つガイダンスのリストに関する Official Letter 1938/BTC-TCT

租税管理法38/2019/QH14の施行ガイダンスがまだ公布されていない中で効力を失っていないガイダンスのリストに関する見解が2021年2月26日付け財政省Official Letter 1938/BTC-TCTとして公布されました。ここでは、このリストにあるガイダンスは、租税管理法と共に廃止されるべき施行ガイダンスではないとの見解が示されています。このリストの中には、納税者の権利および義務に直接影響を与える重要なガイダンスが含まれています。例えば、租税管理法の一部条項の施行ガイダンスとなるCircular 156/2013/TT-BTC、事業活動を行う居住者の個人に対する付加価値税および個人所得税の実施ガイダンスとなるCircular 92/2015/TT-BTC、付加価値税および租税管理に関するガイダンスとなるCircular 26/2015/TT-BTCなどです。このOfficial Letterによれば、リスト中のガイダンスにある規定（租税管理法38/2019/QH14および2020年10月19日付け政令Decree 126/2020/ND-CPで具体的に規定される内容を除く）は、これらに代わる新しいガイダンスができるまで引き続き効力を持ちます。



8. 会社所在地とは異なる省での事業地および事業活動に関わる付加価値税の申告に関するガイダンス

会社所在地とは異なる省での事業地および事業活動に関わる付加価値税の申告に関する規定は、2019年租税管理法および政令Decree 126/2020/ND-CPの新しい事項の一つであり、複数の場所で事業活動を行う企業が特別に関心を持っている問題の一つでもあります。これに関する問題を解決するために、税務総局とハノイ市税務局がいくつかのガイダンスを公布しています。

2021年3月17日付けハノイ市税務局Official Letter 7800/CTHN-TTHT

2021年は、会社所在地とは異なる省の付加価値税の申告・納税は、引き続きCircular 26/2015/TT-BTCの第2条第1項のガイダンスに従い実施します。これによれば、会社所在地とは異なる省の物品販売地での付加価値税は、商品毎に適用される付加価値税率により販売額の1%または2%で申告・納税を実施します。

新租税管理法が施行されてから最初の5カ年計画の初年度となる2022年からは、会社所在地とは異なる省での物品販売に関わる付加価値税申告は、Decree 126/2020/ND-CPの第11条第2項が定める新しい規定に従い実施します。これによれば、会社所在地とは異なる省での物品販売については、会社所在地でまとめて付加価値税の申告を行い、同時に、税収の配分を受ける各地方（下部組織および事業地とも）への税金配分表も作成します。

2021年3月17日付けハノイ市税務局Official Letter 7801/CTHN-TTHT

租税管理法38/2019/QH14および政令Decree 126/2020/ND-CPの施行ガイダンスがまだ公布されていない中で、会社所在地とは異なる省での建設、据付、物品販売の付加価値税を含む価額が10億VND以上で、かつ、会社所在地とは異なる省に自社直属の事業組織を設立しない場合、引き続きCircular 26/2015/TT-BTCの第2条第1項eの規定に従い、税務申告書を提出します。

2021年3月10日付け税務総局Official Letter 599/TCT-KK

会社所在地とは異なる省での事業地を管轄する組織は、事業地毎の付加価値税納税額を個別に計算できる場合、または、2020年10月19日付け政令Decree 126/2020/ND-CPの第11条第1項が規定する事業分野・活動に該当する事業地がある場合、自社の税務コードを使用して、事業地の税務当局へ税務申告書、および、インボイス発行通知、インボイス使用状況報告を実施します。

事業地毎の納税額を個別に計算できない（会社所在地とは異なる省での事業地があり会社所在地でまとめて会計業務を実施する場合、自社管轄の税務当局へ付加価値税申告書、および、インボイス発行通知、インボイス使用状況報告を提出します。

9. EU・ベトナム自由貿易協定(EVFTA)による特別優遇輸入関税率の適用を受ける条件に関するOfficial Letter 269/HQHCM-GSQL

EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）に基づく優遇税率の場合に関する返答として2021年2月1日付けOfficial Letter 269/HQHCM-GSQLがホーチミン市税関局から公布されました。このOfficial Letterでは、2020年8月21日付け税関総局Official Letter 5575/TCHQ-GSQLに基づいて、EVFTAの第一議定書第15条第1 (a)項および第1 (b)項が規定する原産地証明手続き（ガイダンスはCircular 11/2020/TT-BCTの第19条第1 (a)項および第1 (b)項）は適用せず、EVFTAの第一議定書第15条第1 (c)項が規定する原産地証明手続きを適用すること、具体的には、登録輸出者システム（REXシステム）による自己証明（ガイダンスはCircular 11/2020/TT-BCTの第19条第1 (c)項）を行うこととしています。

従って、2020年6月15日付けCircular 11/2020/TT-BCTの第19条第1 (a)項が規定する様式EUR.1の原産地証明書を提出しても、EVFTAによる特別優遇輸入関税率を受けることはできません。



10. 輸出加工企業(EPE)が非EPEへ貸与した製造に使用する金型に対する税務措置および税関手続きに関するOfficial Letter 475/TCHQ-TXNK

輸出加工企業（EPE）が非EPEへ製造に使用する金型を貸与した場合に関して、複数の企業への返答として2021年2月1日付けOfficial Letter 475/TCHQ-TXNKが税関総局から公布されました。

税関手続きについて

EPEが自社製品を製造するために金型を借りた場合、EPEは一時輸出申告書を提出し、非EPEは一時輸入申告書を提出します。

契約が完了した時点で、非EPEは再輸出手続きを行い、EPEは再輸入手続きを行います。

輸入関税について

非EPEは輸入関税の免税を受けません。但し、借りた金型に対する輸入関税の課税価額は、当該金型に関連する証憑・資料に基づいた金型を最初の入国港まで運ぶために借り手が支払う費用の全額になります（Circular 60/2019/TT-BTCの第1条第9項）。

付加価値税について

- 一時輸入の申告を行ってEPEから借りる金型は、付加価値税の課税対象とはなりません。
- 貸与期限が来ても再輸出せずに使用し続ける場合、非EPEは、付加価値税の申告・納税を行う必要があります。
- 金型が壊れて、再輸出ができず、破砕を余儀なくされ、実際に破砕手続きを実施した場合、非EPEは、付加価値税の申告をする必要はありません。

Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



grantthornton.com.vn

© 2021 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.